



パットワールド®

PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 71 2010年12月06日

オランダ領アンチル商標登録に関する件

オランダ領アンチルは2010年10月10日付で解体されました。同自治領は、ボネール島、セント・ユースタティウス島、サバ島（以上、BES 諸島）とキュラソー島及びセント・マーチン島の5島から成りますが、BES 諸島はオランダの特別自治体となり、キュラソー島及びセント・マーチン島はオランダの自治領となりました。ベネルクス又はEUの商標登録はこれらの5島には及ばず、係る商標の保護は以下の通りになります。

BES諸島：

オランダ領アンチルの商標登録の所有者は2011年10月10日までその登録の維持をベネルクス特許庁に申請することができます。申請のための現地費用はEUR325です。

キュラソー島及びセント・マーチン島：

これらの2島での扱いは未定ですが、オランダ領アンチル登録が自動的にこれらの領域に及ぶ可能性が高いです。しかしながら、オランダ領アンチルの特許庁に登録維持の申請を2011年10月10日まで行う必要があるかもしれません。本件については追ってご案内致します。

(情報提供：Novagraaf Netherlands)